

第7回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議・  
議事概要

1. 日時

令和3年1月15日（金）13時00分～13時30分

2. 場所

中央合同庁舎5号館9階 厚生労働省省議室

3. 出席者

厚生労働大臣政務官 大隈 和英  
内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任） 岸本 武史  
内閣府政策統括官（政策調整担当） 三上 明輝  
内閣府男女共同参画局長 林 伴子  
内閣府子ども・子育て本部統括官 嶋田 裕光  
警察庁生活安全局長 小田部 耕治  
総務省官房審議官（財政制度・財務担当） 馬場 竹次郎  
法務省大臣官房審議官 堂藺 幹一郎  
法務省刑事局長 川原 隆司  
法務省人権擁護局長 菊池 浩  
文部科学省総合教育政策局長 義本 博司  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 江口 有隣  
厚生労働省子ども家庭局長 渡辺 由美子  
厚生労働省子ども家庭局総務課長 小澤 時男  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 中野 孝浩  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 山口 正行  
厚生労働省社会・援護局長 橋本 泰宏  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 赤澤 公省  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 伊原 和人

4. 議事概要

○挨拶

【大隈厚生労働大臣政務官】

児童虐待については、これまで、痛ましい事案の発生を受け、関係閣僚会議で取りまとめた対策を実施するとともに、今年度4月より施行された児童福祉法等の改正法を踏まえ、親権者等による体罰の禁止や、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等に関する取組みを進めているところである。

一方、児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、年々増加しており、令和元年度の速報値では、前年度から約21%増加し、193,780件となっていることから、引き続き、取組みの強化が必要だと考える。

平成30年12月に、本会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定し、児童相談所等の体制強化に取り組んできたが、相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、児童相談所において、各事案の対応に当たっている児童福祉司及び児童心理司の増員について、計画を1年前倒し、来年度までにプランで掲げている人員体制の確保を目指す。

具体的には、令和3年度までに、児童福祉司は5,260人、児童心理司は2,150人となる

体制を確保できるよう、引き続き、総務省と連携し、自治体への支援に取り組んでまいりたい。

このほか、厚生労働省としては、令和2年度第三次補正予算案及び来年度予算案において、児童相談所における SNS を活用した全国一元的な相談の受付体制の構築や一時保護の受け皿確保のための支援の充実、児童虐待に関する研修実施体制の強化等を計上しており、児童虐待の未然防止・早期発見や、職員の専門性の向上についても、取り組みの強化を図る。

関係府省庁においても、児童虐待防止対策に必要な予算の確保を行っていただいていることから、本日は、それぞれの取り組み内容を共有し、関係府省庁の連携を深めることにより、政府一丸となって、更なる対策の強化に取り組んでまいりたいと考えているため、引き続き、ご協力いただきたい。

## ○児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について

### 【山口厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長】

厚生労働省の関係予算案について、資料1に記載されている内容を説明する。初めに、関係予算の全体の金額だが、令和2年度予算額は、1,731億円、令和3年度予算案は、令和2年度第3次補正予算案166億円を含め、全体で1,902億円と171億円の増となっている。以下、主な取り組みを紹介する。

まず、支援対象児童等見守り強化事業である。新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、子ども食堂や子ども宅食等を行う民間団体等が支援ニーズの高い子ども等を見守る活動について、支援を行う市町村に対して国として10/10を補助する。

次に児童相談所の体制強化について、児童福祉司の確保に向けて、通信課程を利用した任用資格の取得を支援するため、通信課程の受講料等の補助を行う事業を創設するとともに、研修センターが実施する研修のオンライン化の推進や、児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修を実施する。

さらに、児童相談所等における ICT 化の推進として、児童相談所や一時保護所において、ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、ICT 化を推進するため、タブレットの購入費用や通信設備を補助するとともに、児童養護施設等における業務負担軽減等を図るため、タブレットの活用等による施設の ICT 化を推進していく。

また、SNS を活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS 版「189」）の構築において、全国どこからでも相談を行うことができる SNS によるアカウントを開設し、相談内容を各児童相談所に自動的に転送した上、相談を受理した児童相談所が対応する仕組みを新たに構築するとともに、一時保護をすべきか否かを緊急的に判断するために、AI を活用した全国統一のツールの開発に向けた仕様書の作成等を行う。

一時保護委託に関する支援の充実として、一時保護専用施設の対象について、現行では、児童養護施設や乳児院等の4類型に限定されていたが、障害児入所施設等の児童福祉施設にも拡大。さらに、保護者が新型コロナウイルスに感染し、その子どもが濃厚接触者に当たる場合で、その子どもを医療機関に一時保護委託する場合、医療機関に対して一時保護委託手当の支弁を可能とする。

最後に、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において、夜間休日を含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みとして、要保護児童等に関する情報共有システムを開発している。このシステムを来年度から実装できるよう準備を進めているところである。

続いて、資料2に基づき、児童相談所における児童福祉司について、新プランでは2022年度までに約5,260人の体制とすることを目標としていたが、児童虐待相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、この度、総務省とも連携し、児童福祉司に関する新プランの

目標について、1年前倒しを行い、来年度までに約5,260人の体制となることを目指す。併せて児童心理司についても、新プランの目標の1年前倒しを行い、来年度までに約2,150人の体制となることを目指す。

#### 【林内閣府男女共同参画局長】

内閣府が取り組むDV対応と児童虐待対応との連携強化に関する令和3年度予算案の内容等について説明する。

初めに、令和元年度の全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は過去最多となっている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度はさらにDV相談件数が増加している。配偶者暴力相談支援センターと、昨年4月に新たな相談窓口として内閣府が開設したDV相談プラスに寄せられた相談件数も合わせると、昨年4月から11月は、一昨年と同時期と比べて約1.5倍となっている。また、DVが行われている状況下では、子どもへの虐待の制止が困難となる場合がある。令和元年度の相談件数等を調査したところ、子どもと同居している相談者のうち、約6割に児童虐待もあったことから、児童虐待対応とDV対応の連携を強化し、被害の早期発見や早期介入に取り組むことが大変重要だと考えている。このため、これまで内閣府においては、主に次の三つの取り組みを進めている。

まず、昨年度の女性に対する暴力をなくす運動の機会にダブルリボンバッジの作成、配布など児童虐待防止推進月間と連携した広報啓発活動を実施した。

第二に、現場の連携促進のため、相談員等への研修項目に児童虐待の内容を加えるとともに、研修の対象として、新たに児童相談所の職員を追加。

第三に、DVと児童虐待対策の連携に関する事例集を作成し、自治体や相談機関等に周知をしている。

次に、今年度と来年度の主な取組として、研修と民間シェルターへの支援を進める。まず、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、児童相談所等を対象とした研修について、今年度はオンライン研修教材の開発や提供を行ったが、来年度も感染症をめぐる状況を踏まえ、引き続き研修を実施する予定。

さらに、民間シェルターの先進的な取組を推進するパイロット事業を今年度より新規に実施し、DVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備等を促進しているが、来年度も引き続き実施する予定である。

今後とも、配偶者暴力相談支援センター等において、支援ニーズの高い子どもを把握し必要な支援に繋げるなど、子どもの見守り体制の強化が図られるよう、厚生労働省や関係省庁と連携しながら、DV対応と児童虐待対応との連携強化を進めてまいりたい。

#### 【小田部警察庁生活安全局長】

令和3年度予算案について、資料4をご覧いただきたい。警察庁においては、児童虐待防止に係る累次の関係閣僚会議を踏まえ、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組んでいる。この関連で三つの予算を計上しているところ。

まず、児童虐待対策官等に対する研修に係る経費である。警察大学校に、都道府県警察で児童虐待対応の中核を担っている児童虐待対策官等を含めた幹部警察官を5日間入校させ、児童相談所等の関係機関との連携方策についての専門教育を行い、警察における児童虐待事案への対応力の強化を図る。

次に、公認心理師の資格取得に必要な経費である。少年相談等の業務に従事している職員に公認心理師の資格取得に必要な経費を補助することにより、専門性の高いカウンセリング技術を身につけさせ、被害児童の支援体制の充実を図る。

最後に、児童虐待防止対策実戦塾等に係る経費である。都道府県警察本部における児童虐待対策の担当者及び児童相談所へ出向等している警察職員を、管区ごとに招致し、事例研究や部外有識者による講義等を行い、対応力の強化を図っている。

今後とも関係省庁と連携しながら、しっかりと取組んでまいりたい。

**【馬場総務省官房審議官（財政制度・財務担当）】**

児童福祉司及び児童心理司について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度の水準を1年前倒して増員するため、地方財政措置を拡充する。具体的には、地方財政計画上、児童福祉司562人、児童心理司358人を増員するとともに、地方交付税措置として、道府県の標準団体において、児童福祉司7人及び児童心理司5人を増員することとしている。

今後とも、児童虐待防止対策の推進に向けて、関係府省庁とも連携しながら、適切に対応してまいりたい。

**【川原法務省刑事局長】**

資料6の1枚目をご覧ください。児童の特性等に配慮した取調べ体制整備経費について、児童虐待の現状と児童虐待事案における捜査・公判上の問題点を記載している。そして、検察庁では、平成27年10月から警察及び児童相談所との連携強化を図り、児童虐待の被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う代表者聴取を積極的に実施している。また、参考として、平成27年10月から令和元年12月までの間、児童が被害者等の事件について、4,000件を超える代表者聴取を実施し、令和元年4月から12月までの間においては、1,638件で代表者聴取を実施している。なお、令和2年1月以降に関しては集計中である。

このような取組に対応するため、適切な環境下で児童から聴取を行うことができる環境を整備するために必要な経費として、令和3年度予算案において、約6,000万円を計上している。具体的には、関係機関とより一層の連携強化を図るべく、担当者間でのカンファレンスを行うための経費や検察官に児童の特性を踏まえた取調べ技法等を習得させるための研修経費、さらに、専門家から児童心理に関する助言等を聴取するための助言謝金等である。

なお、令和2年度第3次補正予算案では、代表者聴取を実施するための設備整備経費として約700万円を計上している。引き続き、この代表者聴取の取組等を進めていくとともに、関係機関との連携強化に努めてまいりたい。

**【菊池法務省人権擁護局長】**

資料6の2、3枚目をご覧ください。法務省の人権擁護機関においては、これまでも被害児童が発信するSOSを見落とさないよう、子どもの人権SOSミニレターや、全国統一のフリーダイヤルなど、多様な相談窓口を設置してきたところである。令和3年度予算案では、SOSミニレターの配布のための経費や一部地域で実施しているLINE人権相談の実施地域を拡大するための経費、啓発活動のための経費などを計上している。

このような施策を通じて、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に一層取組んでまいりたい。

**【義本文部科学省総合教育政策局長】**

資料7をご覧ください。児童虐待防止に向け、学校・家庭・地域社会や関係機関が密接に連携し、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒への支援を行うことが必要である。学校においては、児童虐待防止の対応と未然防止、早期発見に資する家庭教育支援の推進を2本柱にして様々な事業を実施しているところである。

資料2枚目をご覧ください。学校・教育委員会において、児童虐待防止・対応に関する体制を強化するため、関係機関との連携の要となるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置について、児童虐待防止対策のための重点配置をするための費用を計上している。

資料3枚目をご覧いただきたい。児童虐待を含めた様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS 等を活用した相談事業について、令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大するよう必要な費用を計上している。

資料4枚目をご覧いただきたい。虐待やいじめのほか、学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課題に対応するため、文部科学省において、日本弁護士連合会の協力の下、弁護士1名をアドバイザーとして委嘱し、各都道府県教育委員会等を支援する体制を整備するとともに、都道府県・指定都市教育委員会に係る法務の専門家、いわゆるスクールロイヤーへの法務相談経費について、普通交付税措置が講じられているところである。

さらに、法務相談体制の構築に向けた手順や留意点、実際の相談事例などが盛り込まれている手引きを12月に完成させ、各教育委員会に周知をしているところである。

資料5枚目をご覧いただきたい。児童虐待の未然防止・早期発見に資する家庭教育支援を推進するため、支援が必要な家庭に寄り添うアウトリーチ型支援を含め、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するための補助事業の実施に必要な経費を計上している。

資料6枚目をご覧いただきたい。以上が令和3年度予算案等の内容ですが、昨年11月の「児童虐待防止推進月間」において、昨年度に引き続き、全国の家庭・学校・地域の関係者に向け、児童虐待の根絶に向けた大臣メッセージを発信するなど、虐待の防止に向けた積極的な取組を実施してきたところである。引き続き、関係府省庁と連携して、これらの取組を着実に進めていく。

以上